

洋上風力促進のための区域の選定等に関する有識者会議（第8回）

○議題

- ・「長崎県西海市江島沖」・「新潟県村上市及び胎内市沖」・「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」の促進区域の指定基準への適合性について
- ・有望な区域の選定について

○概要

＜「長崎県西海市江島沖」・「新潟県村上市及び胎内市沖」・「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」の促進区域の指定基準への適合性について＞

- 「長崎県西海市江島沖」・「新潟県村上市及び胎内市沖」・「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」について、再エネ海域利用法第8条第1項各号に規定されている、促進区域の指定基準に適合することについて異論ない旨確認され、本会議における意見を踏まえた上で、今後の法定手続きを進めることについて、委員の合意が得られた。
- 事務局の説明について、委員から以下の意見、質問が示された。
 - ✓ 協議会のとりまとめにおいて地域の将来像を明示されたことについて、将来像を共有することで、風力発電事業と地域の共存共栄に繋がりが、地域からみても好意的に受け止められるものと考えられ、評価できる。
 - ✓ 今後、先行区域における売電収入に基づく基金の算定額について、出力規模に基づく算定額に変更される可能性はあるのかとの質問があり、事務局から、事業者が選定されている区域については変更されることはないことを説明。
 - ✓ 上記基金について、今回の区域から出力規模に基づく算定額に変更された経緯についての質問があり、事務局から、地元の声を踏まえ、事務局（国、県）、地元関係者で協議を行い、基金額については、供給価格に左右されないよう、出力規模に基づく算定額とすることで合意した旨説明。

＜有望な区域の選定について＞

- 今般、事務局から提示された有望な区域案については、本日の議論を踏まえて、協議会設置等に係る今後のプロセスを進めることにつき合意が得られた。

- 有望な区域の選定について、委員から以下の意見、質問が示された。
 - ✓ 事務局から示された有望な区域案について異論はない。
 - ✓ 関係省庁からの意見を踏まえて適切な措置を講じること。
 - ✓ 促進区域の指定基準について、今回示された有望な区域については浮体式を念頭においた区域は存在しないが、今後、浮体式に特化した固有の基準が必要となる可能性はないかとの質問があり、事務局から、①浮体式であっても促進区域の指定基準は再エネ海域利用法第8条第1項1号～6号であること、②浮体式と着床式で異なる部分として、例えば、係留の違いによる漁業への支障の違いなどはあるが、こうした点は各区域で開催する協議会において、支障を回避するための条件が議論され、その内容がとりまとめに盛り込まれることとなる旨を説明。